

被災者生活再建支援制度についてのお知らせ

災害により居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度および再建方法に応じて支援金を給付する被災者生活再建支援制度についてお知らせします。

制度概要については、別添「被災者生活再建支援制度の概要」をご覧ください。

1 世帯あたりの金額

支給額は基礎支援金と加算支援金の合計になります。

単身世帯は 3 / 4 の額となります。

基礎支援金	全壊など	: 100 万円	大規模半壊	: 50 万円
加算支援金	建設・購入	: 200 万円	補修	: 100 万円
	賃借	: 50 万円		

申請書の提出先

申請先は、被災の際に居住していた市町村です。

郵送での申請や、基礎支援金のみ先に申請することが可能です。

申請期間

原則として、基礎支援金については被災した日から 13 か月、加算支援金は被災した日から 37 か月です。

やむを得ない場合は、申請期間が延長されることがあります。

申請手続きについては、被災の際に居住していた市町村にお問い合わせください。

なお、政府広報「生活再建ハンドブック」にも被災者生活再建支援制度が掲載されていますので、内閣府ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>) をご覧ください。

(お知らせ窓口)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県県民環境部防災局危機管理課防災企画係
阿部(恭)、阿部(篤)、長井、徳永
TEL 089-912-2317(ダイヤル)
FAX 089-941-2160
e-mail kikikanri@pref.ehime.jp